

労働委員会のご案内

■労働委員会とは

労働委員会は、労働者の団結権の擁護及び労働関係の公正な調整を図るため、労働組合法に基づいて国及び各都道府県に設置された、主として労働組合と使用者間の紛争の解決を図る専門的な行政機関です。

■主な事務

- ・ あっせん等の労働争議の調整（詳細→2頁）
- ・ 不当労働行為の審査（詳細→3頁）
- ・ 法人登記や不当労働行為の救済の申立てなどの際に必要な労働組合の資格審査
- ・ 公益事業の争議行為予告通知の受理、実情調査 など

■労働委員会の特色（三者構成による公正な運営）

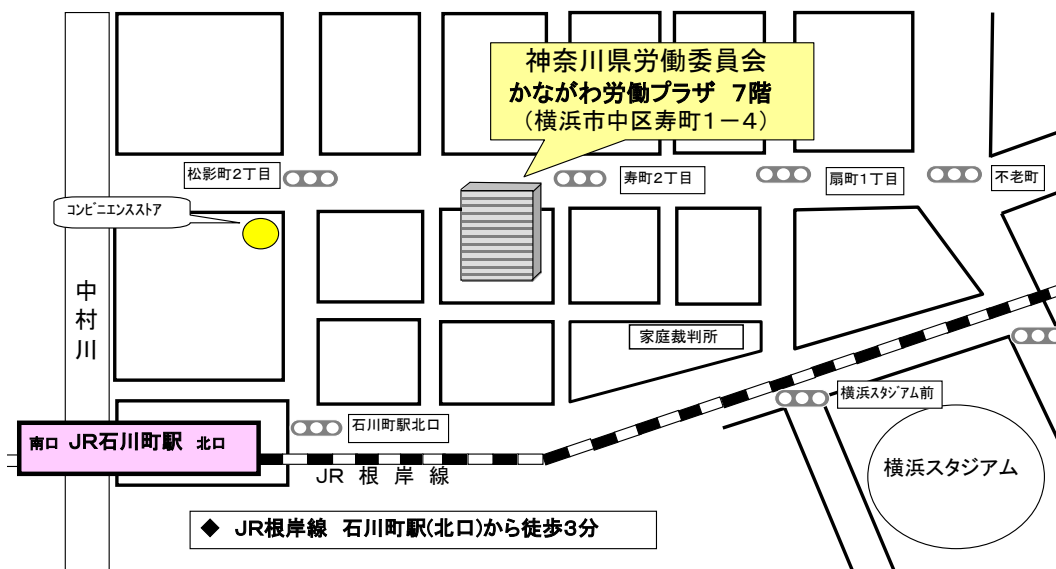
労働委員会の大きな特色は、その運営が三者構成（公益委員・労働者委員・使用者委員）による合議制によって行われていることです。これは、公正な第三者機関として公労使各委員の豊かな経験と叡智を集め、広い視野から労使紛争を民主的かつ迅速に解決しようとするものです。

■神奈川県労働委員会は、公労使各7人の委員で構成されています。

- | | |
|-------|-----------------------------|
| 公益委員 | 公益を代表する委員（大学教授、弁護士など） |
| 労働者委員 | 労働者を代表する委員（労働組合役員など） |
| 使用者委員 | 使用者を代表する委員（会社経営者、使用者団体役員など） |

あっせん申請・不当労働行為の救済申立ては無料です。
申請・申立てにあたっての相談内容についての秘密は厳守します。

案内図



お問合せ先

神奈川県労働委員会事務局（審査調整課審査調整グループ）

電話●(045)633-6110(代)または(045)633-5449(直通) FAX(045)633-5450
所在地●〒231-0026 横浜市中区寿町1-4 かながわ労働プラザ7階
ホームページアドレス●<http://www.pref.kanagawa.jp/div/9301/index.html>

あっせんとは

あっせんは、労働委員会が当事者の間に入って、話し合いの行き詰まりを打開するなどして、労使紛争を解決に導く調整方法です。労働条件等について合意が得られず、労働組合や使用者があっせん申請したときには、労働委員会はあっせん員によって、速やかで公正・円満な解決に向けて支援します。

■ どんなくとき申請できるの？ ……………

例えば…

- 労使間で賃金や一時金、休暇などの労働条件の話し合いがうまくいかないとき
- 配置転換、出向、雇止め、解雇などについて労使間で合意が得られないとき
- 団体交渉の開催やルールの設定などで労使間の合意が得られないとき など

■ あっせん員の構成は？ ……………

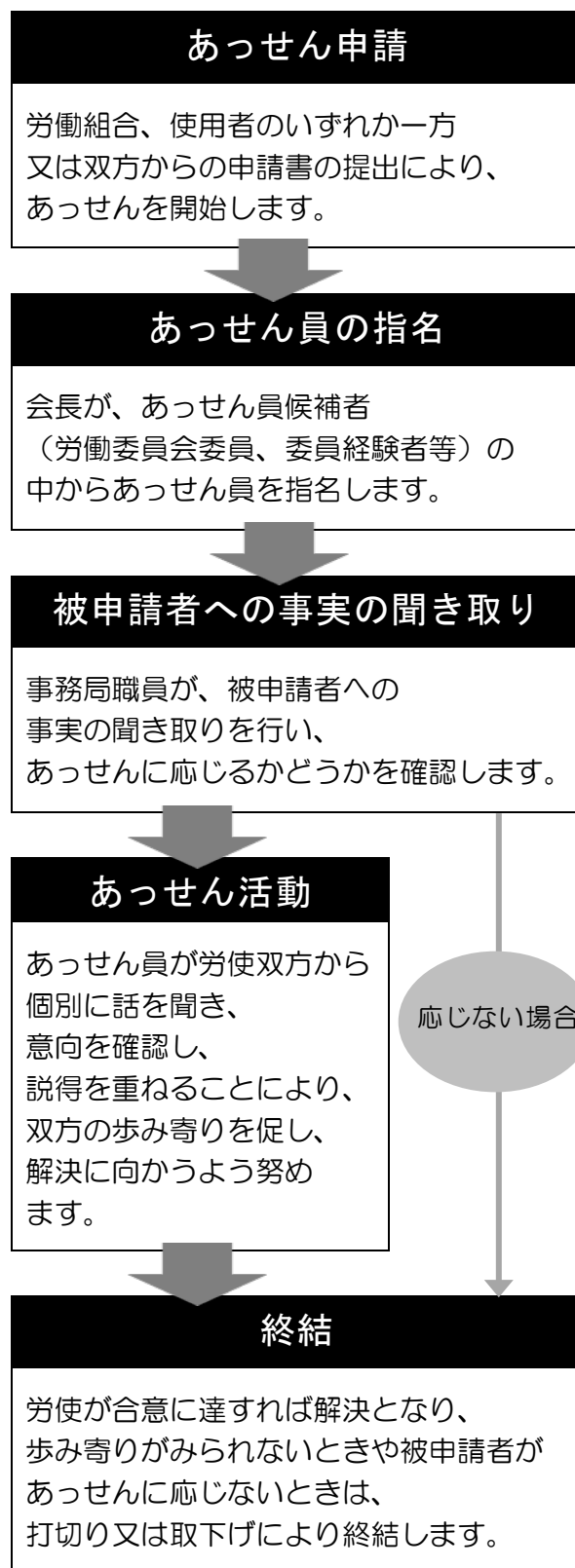
あっせん員の構成は、原則として公益委員・労働者委員・使用者委員各1人ずつの三者構成となっています。団体交渉の開催をあっせん事項とする場合など、事務局職員を指名してあっせんを行うこともあります。あっせん員候補者は、労働委員会委員及び前期委員、事務局職員の一部に委嘱しています。

注意

- あっせんは労使どちらからも申請できますが、労働者個人の申請はできません。ただし、個人の問題でも組合が取り上げ、申請した場合には、取り扱うことができます。
- 労働者個人と使用者との間の紛争については、労働センターと連携し、個別労働関係紛争のあっせんを行います。（詳細→4頁）

※ 労使紛争の調整には、「あっせん」のほかに「調停」「仲裁」の制度があります。いずれの場合も、原則として労使双方の申請が必要です。

「あっせん」の流れ



不当労働行為の審査とは

労働組合や組合員は、労働委員会に対し、使用者が不当労働行為に該当する行為を行ったとして救済を申し立てることができます。労働委員会は、審査（調査・審問）を行い、不当労働行為の事実が認められる場合には、使用者に対して原職復帰、賃金相当額の支払等を命じ、当該組合や組合員を救済します。

■不当労働行為とは

憲法で保障されている労働者の団結権を守るために、労働組合法第7条で使用者に対して禁止している行為をいいます。

■不当労働行為の類型

- 1 組合員であること等を理由とする解雇
その他の不利益取扱
〈例〉労働者が労働組合に加入しようとしたり、労働組合の正当な活動をしたことを理由に、解雇、配置転換、昇給差別等を行ったとき
- 2 正当な理由のない団体交渉の拒否
〈例〉正当な理由がないのに団体交渉を拒んだとき、あるいは団体交渉での対応が不誠実であったとき
- 3 労働組合の運営等に対する支配介入
〈例〉労働組合の正当な活動に対し、組合員に嫌がらせや脱退勧奨をするなどして労働組合の運営に干渉したとき
- 4 労働委員会への申立て等を理由とする不利益取扱

■調査・審問はどのように行われるの？

当事者双方の主張・立証について審査委員（公益委員）が審査（調査・審問）を行い、労働者委員・使用者委員が労使それぞれに対して適切な助言・指導を行います。

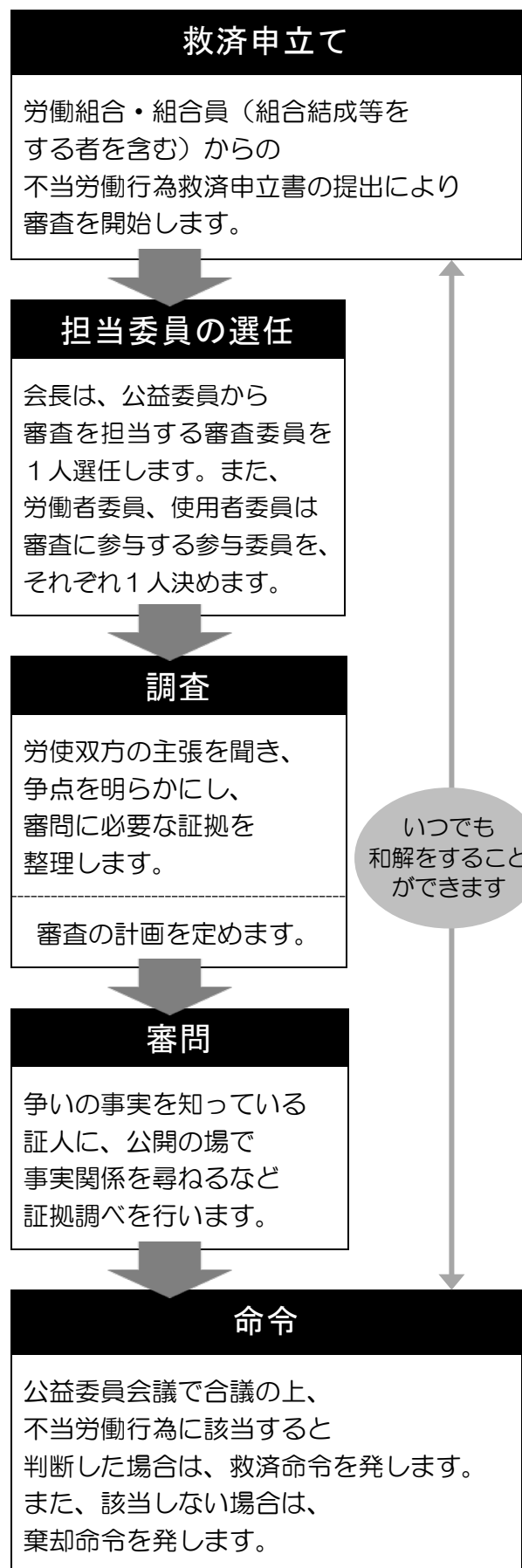
■和解の促進

調査・審問の過程で、労使間の話し合いによる解決の意向があるときや、労使関係の安定を図るために必要があると認めたときは和解を勧めます。

■審査にはどのくらいの時間がかかるの？

当委員会では原則として1年6か月以内の終結を目指しています。

「不当労働行為の審査」の流れ



個別労働関係紛争のあっせんとは

労働委員会では、
個別労働関係紛争のあっせんも行っています。
申請は、労働センターで受け付けています。

■ 個別労働関係紛争とは？

労働者個人と使用者との労働条件や
その他の労働関係に関する紛争をいいます。
あっせんは、県内の事業所に雇用されている方
又は雇用されていた方及びその使用者の方が
申請できます。

注意

労働委員会では、
直接あっせん申請の受付は行っていません。
事務所等の所在地を担当する労働センターに
ご相談ください。

「個別労働関係紛争あっせん」の流れ

労働相談

まず、最寄りの労働センター・各支所に、
ご相談ください。
労働センターでは、
相談の内容に応じた助言を行い、
必要な場合にはあっせん指導
（話し合いの仲介等）を行います。
あっせん指導によって解決しない場合でも、
労働委員会のあっせんにより
解決を図ることが適当なときには、
あっせんの申請ができます。

あっせん

あっせんは、労働委員会にて、
公益側・労働者側・使用者側の計3人の
あっせん員が行います。

労働相談はこちらにどうぞ

相談機関	電話	担当地域
かながわ労働センター・本所 <出張労働相談窓口> 要予約 県横須賀合同庁舎内（毎週火曜日） ※予約は相談日の前開庁日 16 時まで ※来所のみ	労働相談 110 番 045(662)6110(直) 045(633)6110(代)	横浜市、横須賀市、鎌倉市、 逗子市、三浦市、葉山町
川崎支所	044(833)3141	川崎市
県央支所 <出張労働相談窓口> 相模原市中央区役所市民相談室（毎週木曜日）	046(296)7311 042(769)8230	相模原市、厚木市、大和市、 海老名市、座間市、綾瀬市、 愛川町、清川村
湘南支所 <出張労働相談窓口> 県小田原合同庁舎内（毎週水曜日）	0463(22)2711(代) 0465(32)8000(代)	平塚市、藤沢市、小田原市、 茅ヶ崎市、秦野市、 伊勢原市、南足柄市、 寒川町、大磯町、二宮町、 中井町、大井町、松田町、 山北町、開成町、箱根町、 真鶴町、湯河原町
<出張労働相談窓口> 要予約 県足柄上合同庁舎内（毎月第3金曜日） ※予約は相談日の前開庁日 16 時まで ※来所のみ	予約先 0463(22)2711(代) （湘南支所へ）	